

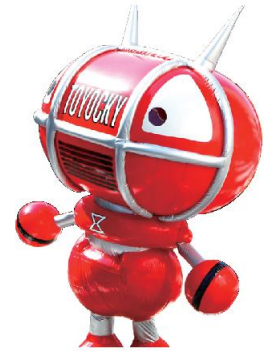
# 「トヨッキー」使用の手引



豊橋市

産業部観光振興課

(TEL : 0532-51-2430)



## ■申請する前に必ずご確認ください！

### 【原則禁止事項】

- 原則1 「トヨッキー」のイラストは変更せずに使用してください。変更する場合は使用前に必ず豊橋市の監修を受け、了解を受けてから使用してください。
- 原則2 特定のイメージ付けや性格付けを行わないように使用してください。
- 原則3 特定の商品・企業の「おすすめ」はできません。
- 原則4 決められた表示方法を守って利用してください。

### 【使用許諾を受けた後にも、利用のためにやっていただくこと】

- 1、イラスト・写真・立体物等、使用する前（量産前のサンプル時）に必ず豊橋市の監修を受けてください。彩色サンプルについても同様です。
- 2、完成品サンプルを3個（3品）提出してください。
- 2、「トヨッキー」を使用した製品には、決められた著作権者表示と製品に責任を持つ者を明確に表示してください。
- 3、経済効果算出のために定期的に（年1回程度）、売上を報告する義務があります。
- 4、使用許諾申請書の内容変更については、再度申請が必要です。

平成27年3月1日

## ■申請手続きについて



イラスト例



写真例

**重要！**

●申請には、下記の書類を“必ず”提出してください。

「トヨッキー」のイラストや写真を著作権者の豊橋市以外が使用する場合は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合や個人で楽しむ場合を除き、直接利用しようとする方からの事前の申請による許可を得ることが必要です。

①使用許諾申込書（要印鑑）[様式 1]

②利用する商品等の見本 [様式 2]

※見本が添付できない場合、写真・図案や原稿等確認できるもの

③企業・団体等の概要書

（パンフレット等）

※個人の場合はプロフィールや活動内容が分かるものを添付ください。

食品に利余する場合は、下記の書類を各1部、併せて提出してください。

④製造もしくは販売に至る保健所の営業許可証（写）又は県内各店舗ごとの業務開始報告書（写）

⑤製造または販売する店舗一覧（様式自由）

申請書に必要事項をご記入のうえ、事務局へ郵送または持参してください。

**提出先**：〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

豊橋市産業部観光振興課 宛

TEL：0532-51-2430

“トヨッキー”で検索するとわかりやすいよ！！

※申請書はホームページよりダウンロードしてください。

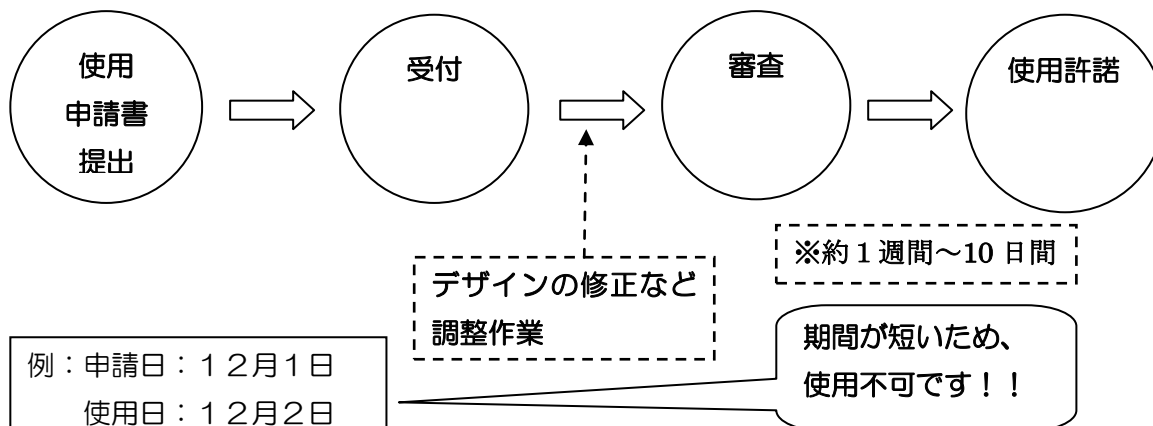
**URL**：[http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu\\_sangyo/kanko/toyocky/index.html](http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_sangyo/kanko/toyocky/index.html)

受付完了後、審査から使用許諾まで約1週間～10日間程度かかります。

余裕をもってお早めに提出ください。

※修正等が必要な場合は、上記の期間以上かかる場合があります。

■使用許諾までの流れ

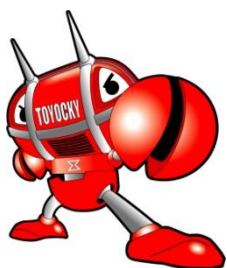


※新聞・テレビ・雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合は除きます。

**重要!**

●トヨッキーのイラストおよび写真には著作権表示を必ず付けてください。

使用許諾を受けた物件には、豊橋市の著作権表示を必ず付けてください。



+

【日本語表記】

©豊橋市トヨッキー

【外国語表記】

©toyohashi city.toyocky

【記載例】

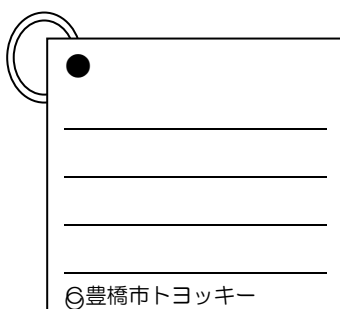
印刷物の場合



©豊橋市トヨッキー

商品の場合

●タグ等に記載する



©豊橋市トヨッキー

●パッケージ自体



●使用前（サンプル段階）で豊橋市の監修が必要です。とくに、立体物を製作する場合は原型製作時と彩色段階で必ず豊橋市の監修が必要です。

量産のため金型を製作する前に必ず豊橋市の監修を受けてください。3D データ製作の場合も同様です。原型及び彩色も含めて試作品の段階で豊橋市が監修を行い、豊橋市の了解後、金型製作等量産の準備を行ってください。なお、監修により修正等を求める場合があります。

●**申請書に添付する「商品等の見本」は具体的にわかるものが必要です。**

商品（見本）の現物か、その写真・イラスト、または商品の仕様書など、トヨッキーをどのように利用するか具体的にわかるものが必要です。また、著作権者表示についても「©豊橋市トヨッキー又は©toyohashi city.toyocky」の表記を入れて、サンプルの提出をお願いします。

**商品**



どんな商品になるのか、具体的なイメージがわかるものを提出してください。（POP、タグ、台紙等についても申請時にまとめてデザインを提出してください。）現物を提出できない場合は設計図等を提出してください。

**パッケージ**



どこに、どのような大きさ・色で使うのか明記してください。（シール・ラベル等を食品に貼り付ける場合はシール等のデザイン案とシールを貼る商品の画像をつけてください。）



**チラシ・パンフなど印刷物**



印刷物の中で、どこに、どのような大きさ・色で使うのか明記してください。

**出来上がった製品は、現物を事務局へ郵送・持参ください！！**

商品等の場合は、完成品を3品（個）提出ください。

ホームページや広告の場合は、印刷したもの等を提出してください。

**使用許諾期間満了後の在庫も、販売OKです！！**

許諾期間満了後において、商品等在庫が残っているときは、当初の許可内容（使用品の名称、販売小売価格・製造予定数）を変更しない限り、改めての変更の申請は不要で、期間満了後も、在庫がなくなるまで引き続き使用いただけます。